

# 令和6年度 事業計画

## 1 基本方針

公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者が長年培ってきた経験と知識を生かせるさまざまな事業を展開して、地域の中で生き活きと就業や社会貢献に取り組む高齢者の活躍を支援しています。

さて、会員数の減少は、センターが直面している課題の一つです。会員拡大広報やデジタルを活用したPRを推進し、会員数を増加に転じるようシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の普及啓発を強化していきます。

また、シルバー事業を取り巻く環境は日々変革し、令和5年10月のインボイス制度開始に続き、本年の秋には、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス新法」という。）が施行される予定で、センターは、フリーランスに該当する会員を保護する対策を講じていかなければなりません。

令和6年度においてセンターは、皆様と共に会員の拡大、就業先の創出及び安全・適正就業の定着に取り組みます。さらに、シルバー事業の基本理念「自主・自立、共働・共助」を念頭に、会員・役職員が一丸となって多様な就業を通じた高齢者の生きがいの充実、社会参加活動の推進及び健康増進に努め、高齢者の福祉の向上と地域社会の健全な発展に寄与してまいります。

## 2 個別事業計画

### (1) 会員拡大運動の展開

健康で働く意欲がある60歳以上の市民の方がシルバー事業に関心を寄せ、新規入会につながるよう「いち会員いち会員勧誘」をスローガンに掲げ、会員・役職員あげて会員拡大運動に取り組みます。

働く喜びや社会参加を求める多くの高齢者がセンターに入会できるよう、入会説明会を毎月2回開催します。そして、説明会后すぐに入会手続きが取れるよう定款の運用を見直すとともに、Web上で会員登録まで完結するシステムの改修を検討します。さらに、入会希望者の就業体験参加等を含めた丁寧なアフターフォローを心掛け、新規入会者の獲得に努めます。

会員互助会もみじ会の活動を援助し、軽スポーツや文化的活動で会員同士の親睦を深める機会を増やし、退会抑制を図る等、会員数の減少に歯止めをかけます。

本年度末の会員数の目標を、令和5年度末の会員数以上とします。

### (2) 就業機会開拓の取り組み

センターの会員数を伸ばすためには、高齢者の多様な希望に応じた就業先の確保が重要と考えます。

市内の企業・団体等には、シルバー事業における会員の働き方は「臨時・短期・軽易」なもので、「請負又は委任契約」あるいは「労働者派遣契約」であることを

説明しながら高齢者の積極的な活用を依頼して、新たな就業先の開拓に取り組むとともに、既存発注者からも追加の仕事の掘り起しを図ります。

ホームページ上にも業務依頼のバナーを掲載し、発注者の利便性を高めます。

### (3) 高齢者の就業の推進

「働くことで社会参加」がシルバー事業の目的です。

センターは、会員が希望する仕事を参考に就業を依頼するほか、会員自らが希望に沿った仕事を選べるよう就業情報を提供します。新たな職種に挑戦したい会員には、就業体験又は職場見学の機会を設けて、十分なサポートを行います。

会員専用サイト Smile to Smile での就業依頼や配分金の確認をするなどデジタルを活用することで、会員サービスの向上と事務の効率化を図ります。また、センターは、本年度中に配分金明細書の送付を取り止め、削減した経費と時間を会員コーディネート・マッチング業務に振り替えていきます。

#### ① 請負・委任による受託事業

センターの基幹事業は、請負契約又は委任契約による就業（以下「業務委託」という。）です。この働き方は、センターより業務を委託された幅広い年齢層の会員が共働・共助で仕事を完成させ、働く喜びを分かち合うものです。

センターは、公共・民間企業等の継続契約を基盤に、シルバー事業本来の単発的・季節的な受注に対応するため、会員の就業意向を常に把握し1人でも多くの会員が就業機会を得るように努め、発注者のニーズにも応えていきます。

高齢者軽度生活援助事業には、市、地域包括支援センター及びセンターが連携して取り組み、元気な会員が援助を必要とする高齢者を支えます。

本年度の実績目標は、就業形態が業務委託から労働者派遣に移行するものが多いことから前年度より減少し、受注件数2,200件、就業延人員45,000人日、契約金額1億7,372万円とします。

このほか、天童市より受託する介護予防・日常生活支援総合事業の目標金額は、14万3千円とします。

#### ② 労働者派遣による就業

シルバー派遣は、業務委託と異なり会員が発注者の指揮命令を受け就業でき、派遣先の従業員との混在も可能な働き方です。

県連合会天童市事務所としての本年度の実績目標は、受注件数60件、就業延人員10,000人日、契約金額4,270万円（うち手数料375万円）を見込み、業務委託からの移行で大幅な増加が期待できます。

#### ③ 高齢者の職業相談窓口

有料の職業紹介事業については、市内高齢者の身近な職業相談の場としての機能を担います。

#### (4) 安全・適正就業の徹底

##### ① 安全就業は健康から

高齢化に伴う体力の低下や健康状態の変化から、思わぬ事故につながる可能性があります。そこで、毎年の健康診断やかかりつけ医の適切な受診で、会員自ら体調管理を行うことが重要です。会員は、自身の健康状態に異状があった場合は、速やかにセンターに報告するものとします。

会員の就業にあたっては、「安全就業心得10カ条」を遵守するとともに、できるだけ複数で就業できるよう配慮していきます。

安全・適正就業委員会は、就業先パトロールで会員に事故の未然防止、安全保護具の着用、標識の設置等呼びかけ、ヒューマンエラーの要因究明やヒヤリハット事案を収集します。また、パトロールの結果をまとめた安全広報を作成し、評価項目や要改善事項を会員にお知らせします。

7月を「安全・適正就業強化月間」に設定して、会員・役職員の安全意識の高揚を図る標語の募集を行います。また、交通安全及び健康増進に関する講習を計画します。

引き続き、感染症及び熱中症の予防対策を徹底します。

##### ② 適正就業の推進

発注者との契約及び会員への仕事の提供にあたり、国の適正就業ガイドラインを遵守のうえ業務内容に則した契約方法を選択し、会員が知識や経験を活かせる働きやすい就業環境の構築を目指します。あわせて、現行の契約内容を点検し、必要に応じて労働者派遣契約への切り替えを発注者に申し入れ、適正な契約事務を遂行します。

就業調整委員会は、就業基準に関する要綱に定める同一職種・同一就業先での就業期間と年齢の目安（5年以内、原則75歳）を会員に周知し、ワークシェアリング、ローテーション就業の推進が円滑に進行するよう協力を求めています。また、会員からの就業や健康管理等様々な事柄に応じる相談日を、毎月第2火曜日に開設します。さらに、会員数の減少と高齢化が進む中であっても発注者の依頼に応じていくために、未就業会員等へのアンケート調査により会員の就業意向や要望を把握し、就業率の向上を図ります。

#### (5) 技能講習の実施

センターは、発注が多い分野の担い手を確保するため、後継会員の育成及び農業支援に関する技能講習を実施します。また、前年度に引き続き、講師と受講者1対1のスマートフォン操作講習を開催し、会員のデジタル化を後押しします。

県連合会が主催する技能講習・セミナーは、接遇マナー、健康体操を天童市で開催し、近隣市町での学童保育時補助、植木剪定等の種目に参加協力するなど、会員の技能向上及び職種変更に応えるよう努めます。

## (6) 普及啓発と地域貢献活動

### ① 市民・企業等へのPR活動の強化

シルバー事業の普及啓発と新規会員の募集を目的として、チラシ配布、ホームページ、マスコミ（市報・新聞・テレビ・地域情報誌等）への情報提供、のぼり旗掲揚、ポスター掲示等に積極的に取り組みます。

広報委員会は、広報紙「シルバー天童」の年2回発行（うち1回は市内全世帯配布）、会員拡大運動等の企画・立案を担当し、会員拡大・就業拡大に関する効果的な広報活動を行います。

ホームページと会員専用サイトで定期的に就業の様子、ボランティア、地域班活動及びもみじ会事業等を紹介し、技能講習・セミナーの開催告知を掲載するなど、広報活動においてもデジタルの利活用を推進していきます。

前年度に引き続き、スーパー店頭での街頭広報活動を実施するほか、健康福祉まつり等でのイベントに会員の作品を展示する「シルバーアート展」を開催し、シルバー事業のPRに加え、会員同士の交流を深めることを目指します。

### ② 会員による地域貢献

10月のシルバー事業普及啓発促進月間に合わせて、第21回シルバーの日ボランティア活動を実施します。全会員へ参加を呼び掛け、シルバーパワーを発揮し美しいまちづくりに貢献します。

35ある地域班においても、班長・副班長を中心に自分たちが暮らす身近な地域からボランティア活動の輪を広げていきます。

### ③ 伝統事業の継承

門松製作事業は、平成13年正月から会員が代々受け継いできました。

門松班が作る門松は、コモ編みから一つひとつ丁寧に作製しています。市役所等に寄贈し、市民の皆様の健康と幸福を願います。後継者の育成とともに受託製作にも力を入れ、縁起物の普及に取り組みます。

## (7) シルボンヌの活躍を応援

センターが地域社会で貢献を続けるためには、丁寧な仕事ぶりで発注者の評価が高い女性会員の確保拡大に重点を置き、あわせて女性向けの就業分野を開拓し、シルバー事業の活性化を図ることが必要です。

センターは、「シルボンヌ委員会（仮称）」の組織化を進め、女性目線に立ったイベントの企画や情報発信を行うことで、輝くシルボンヌの交流や地域での活躍を応援し、働く楽しみを創造していきます。

※シルボンヌ「Silbonne」とは、英語の silver とフランス語の bonne を組み合わせた造語で、シルバー人材センターの女性会員のこと。  
bonne は、女性の「お手伝い」「親切」「優れた」の意味。

## (8) フリーランス新法への対応

業務委託で就業する会員はフリーランス新法による保護の対象となり、本年秋のフリーランス新法施行後は、センターが会員に対して、就業内容・配分金等の取引条件を書面又は電子的に1件ごと明示することが義務化されます。単発的な仕事が多いシルバー事業において、センターは膨大な事務量を抱えることになり、会員がスマートフォン等で取引条件を取得できる会員専用サイトの普及が課題となります。

このフリーランス新法と令和5年10月から始まったインボイス制度の双方に関してシルバー事業の安定運営を維持するため、厚生労働省が「新しい業務委託契約」の方針を示しました。現在は、センターが発注者より受託した業務を会員に再委託で提供しているものを発注者と会員の業務委託に改め、センターが契約の取り次ぎ及び発注者・会員間のマッチングを行うシステムに変わります。切り替え後は、個人発注者との契約では条件明示が緩和され、インボイス制度によるセンター側の消費税負担が軽減される利点があります。

県連合会は、令和7年4月を目途に県下一斉に新契約への移行を決議したので、センターは、本年度中に発注者及び会員に説明し理解を求めていくこととします。

## (9) 組織活動・運営基盤の強化

### ① シルバー事業に参画する会員意識の醸成

会員は、定時総会、地域班活動、ボランティア活動、委員会及びもみじ会の事業に積極的に出席・参加するものとし、会員によるシルバー事業の運営強化に取り組めます。

### ② 地域班・職群班活動の充実

地域班は、会員同士のふれあいと連帯を広げるとともに、地域貢献活動等でシルバー事業のPR効果を高める重要な組織です。多くの会員が地域班活動に積極的に参加して、地域の絆を深めるよう努力します。

職群班は、会員同士の共働・共助を推進する重要な組織です。職種又は就業先ごとに職群班を編成し、シフトの作成、安全対策、情報交換など会員主体の就業に努め、発注者との信頼関係を高めていきます。

### ③ 中期計画の策定

センターの中期的計画の策定を進めます。

### ④ 要望活動の継続

高齢者の生きがい就業を継続するには行政の援助が欠かせないことから、国、県及び市にシルバー事業の安定的な運営支援の継続を求めていきます。

特に、市に対しては、国の基準額以上の補助金の交付を要望していきます。

### ⑤ 法人の運営・事務局の役割

令和6年度定時総会を招集して、定款に定める事項の決議及び役員改選を行います。理事会は、計画に基づき招集し必要事項を審議します。

事務局は、職員の資質向上を図り、高齢者の身近な相談相手、会員の就業コーディネーターとしての役割を努めます。